

パブリックコメント(意見募集)原案

1. 市民参加手続きのテーマ

石狩市介護保険条例の一部改正（消費税増税に伴う介護保険料の軽減（令和2年度分））について

2. 意見を聴く理由

本案件は、介護保険条例に定める介護保険料額の改正（低所得者の保険料の軽減）について、市民の皆さんのご意見をお伺いするものであり、お寄せいただいた意見を踏まえ、内容の是非などを検討します。

3. 案件の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に伴い、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みが創設されました。

これにより、平成27年4月から低所得者の保険料の軽減強化が実施（第1段階のみ。）され、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、平成31年度には第1段階から第3段階までその対象を拡大して実施されているところです。

今般、令和2年度において更なる軽減強化が行われる予定（介護保険法施行令の改正による。）であるため、これに合わせ、石狩市においても介護保険料の軽減（第1段階から第3段階まで。）を行うものです。

■改正前後の各段階保険料

保険料段階		現行 (平成31年度)	改正案 (令和2年度)
第1段階	基準額に対する割合	0.375	0.3
	保険料額(円)	23,170	18,540
第2段階	基準額に対する割合	0.5625	0.5
	保険料額(円)	34,760	30,900
第3段階	基準額に対する割合	0.725	0.7
	保険料額(円)	44,800	43,260

- ・第7期計画期間（平成30～令和2年度）における基準額：61,800円
- ・第4段階以降は現行から変更なし。

4. 意見募集期間

令和2年4月1日（水）から令和2年4月15日（水）まで

※意見募集期間が1月未満となる理由：今回の介護保険条例の改正は、本年3月末に公布された政令を受けて行うものであり、6月に決定する年間介護保険料の算定を行うまでに、介護保険システムの改修等に1ヶ月程度の時間を要するためです。